



Key of knowledge integration

Accounting Fraud Trends 会計不正の動向 2018



松澤総合会計事務所
Matsuzawa General Accounting Office

はじめに

各位

社会の目が厳しさを増す中、企業の会計不正や粉飾決算の発覚は、その企業の存続にも関わる重大なリスクとなっています。例えば、投融資元の担当者が、融資先・投資先の過去の業績、財務数値を正確に理解できないということは、その企業の実情を反映しない事業計画を受入れることにつながり、投融資を実行してしまうという誤った意思決定を招く結果となり、また、会計監査人が監査先の財務数値を正確に理解できないということは、当該決算書や財務諸表が正しいと保証してしまう結果となり、投資家は誤った意思決定をしてしまう結果となります。この結果、はじめは小さな会計不正も、次第に大きくなり、最後には取返しのつかない結果を招くことになるでしょう。

このように、財務諸表の利用者を欺く目的をもって行われる会計不正は、投資家・債権者を含む財務諸表利用者の意思決定において甚大な悪影響を及ぼします。当該会計不正には通常、上級管理者や経営者が関与し、意図的に隠蔽行為を実行するため、その発見には極めて大きな困難が伴うことが多く、一方で、会計不正の多くは、ビジネスを正しく理解し経済実態を勘案したうえで、入手した財務数値に対して深度のある分析を実施していれば早期発見が可能であったことも、また、事実です。

松澤総合会計事務所では、昨年につき、上場企業及びその関係会社（以下、上場企業等）が公表した会計不正を、不正調査業務で培った知見・経験から分析を加え考察しています。

本来なら、経営者等は不正の兆候を識別するための訓練を受けるべきですが、信頼できる専門家を横に置いておくことを忘れてはいけません。不正調査に携わり15年を超えた現在、改めてこれからも不正と戦う皆さまのご活躍を支援したいと考えています。

松澤総合会計事務所



限定事項

本書は、2018年3月に作成したもので、法令等は寄稿当時のものであり、現在の法令等と異なる可能性があります。なお、ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織がおかれている状況に対応するではありません。当事務所は、的確な情報をタイムリーに提供するように努めています。情報を受取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。貴社又は貴殿が何らかの行動をとる場合には、ここにある情報のみを根拠とせず、専門家が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。本書の全部または一部の複写・複製・転載及び磁気また光記憶媒体への入力等を禁じます。

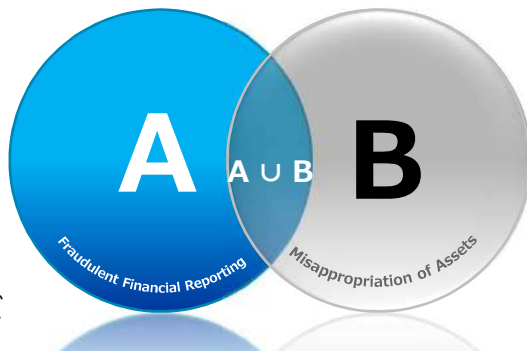


近年の会計不正の動向

分類	内容
不適切な収益認識：	架空売上、循環取引、未出荷売上等
負債・費用の隠蔽：	オフバランス取引、費用の資産計上等
費用・収益の期間帰属の操作：	原価付替え、売上の先行計上、工事進行基準の悪用等
不適切な資産評価等：	棚卸資産の水増し、売掛金の評価、固定資産の架空計上等
不適切な開示等：	連結除外、後発事象・関連当事者間取引や保証債務の非開示等

会計不正 (Accounting fraud) は、主に「粉飾決算 (A)」と「資産の流用 (B)」と2つの領域があります。重要なのは、この2つは明確に大別できるのではなく、重なる領域があるということです。すなわち、粉飾決算には、資産の流用を伴うものと資産の流用を伴わないものの2種類が存在し、この2種類は粉飾決算を行う目的や手口が異なります。

- 財務報告の基礎となる会計記録や証憑書類を改竄、偽造又は変造する。
- 取引、会計事象又は重要な情報の財務報告における虚偽の記載や意図的な除外をする。
- 金額、分類、表示又は開示に関する会計基準を意図的に不適切に適用する。など



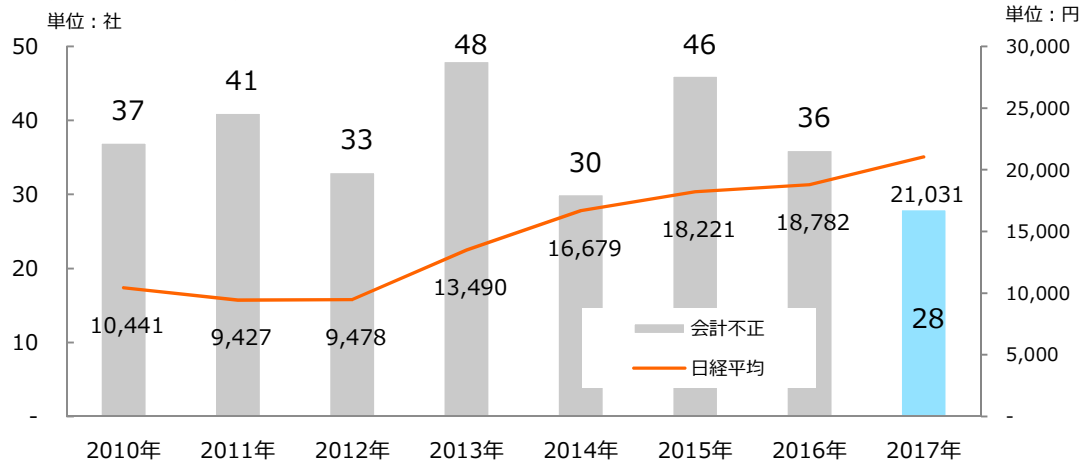
分類	内容
窃盗 (現預金)	小口現金の抜取等
不正支出	偽造請求書を用いた支払い、幽霊従業員への給与の支払い、その他経費に関する不正
売上入金に関する不正	現金等 (売上金、回収金) を会計帳簿に入金する前に抜取る不正
窃盗 (在庫)	在庫・備品の窃盗、流用、不正使用等

- 受取金を着服する (例えば、掛金集金を流用する、債権の回収金を個人の銀行口座へ入金させる など)。
- 物的資産・知的財産を窃盗又は窃用する (例えば、在庫を私用又は販売用に盗む、スクラップを再販売用に盗む、企業の競争相手と共謀して報酬と引換えに技術的情報を漏らす など)。
- 企業が提供を受けていない財貨やサービスに対して支払いを行わせる (例えば、架空の売主に対する支払い、水増しされた価格と引換えに売主から企業の購買担当者に対して支払われるキックバック、架空の従業員に対する給与支払い など)。
- 企業の資産を私的に利用する (例えば、企業の資産を個人又はその関係者の借入金の担保に供する など)



“2017年は、28社の上場企業等が、会計不正が発覚した旨を公表している。”

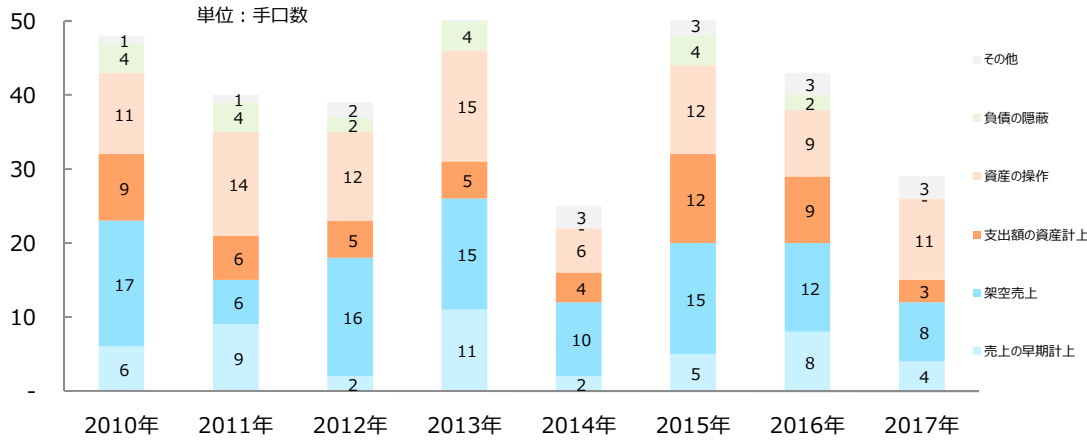
1. 会計不正の公表会社数



調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業等299社を対象とした。公表した日を基準として集計・分析している。なお、日経平均は年初と年末の日経平均株価の単純平均を記載している。

各証券取引所が定める適時開示基準に従って適時開示が必要と会社が判断し、公表したものを集計したものです。適時開示基準においては、投資家の投資判断に重大な影響を及ぼす事実が否かを適時開示の判断基準としているため、公表の対象となった会計不正は、投資家の視点から定量 (金額) 的あるいは定性的に重要な会計不正であるといえます。いずれも公表されている会計不正は、主に①過年度の財務諸表を訂正する必要があるほど会計不正による損害額が巨額なもの、又は／及び②過年度の財務諸表を訂正する必要がないものの、不正に上場企業又はその関係会社の取締役を含む上級管理者が関与しているという共通点があります。

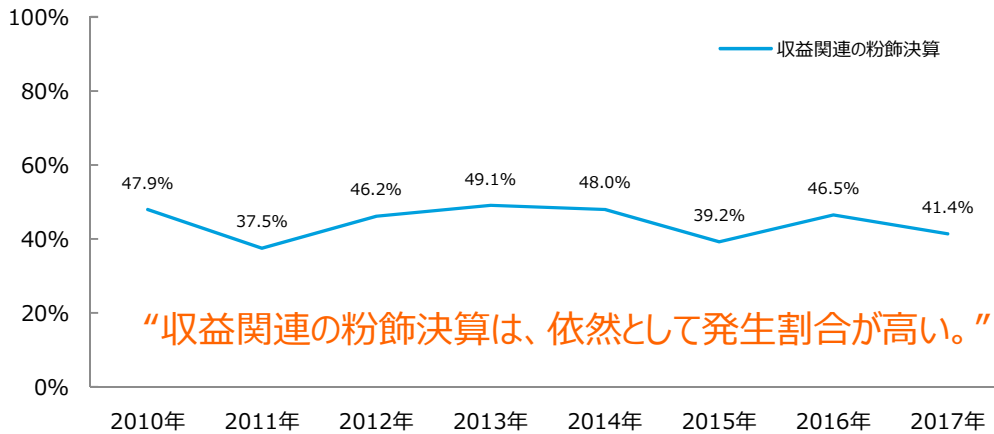
2-1. 粉飾決算 (A) の手口



調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業等299社のうち、粉飾決算が発覚した企業を対象とした。公表した日を基準として、会計不正の種類のトレンドのうち粉飾決算のみを集計・分析している。1社の事例で複数の会計不正の手口が認識されるため、合計は会社数よりも多くなる。

前述したとおり、会計不正のうち粉飾決算は、財務諸表の作成の基礎となる会計記録や証憑書類の改竄・偽造（文書偽造を含む。）又は変造、取引・会計事象又は重要な情報の財務諸表における不実記載や意図的な除外、金額・分類・表示又は開示に関する会計基準の意図的な適用の誤り等の手法により実行されます。経営状態をよく見せる粉飾決算の類型としては、売上、利益、資産、自己資本を水増しすることが多いようです。

2-2. 収益関連の粉飾決算 (A) の推移 (件数ベース)



売上高（収益関連）は企業にとって重要な指標の一つであることから、もっとも多く利用される項目であり、2017年も全体の41.4%を占めています。



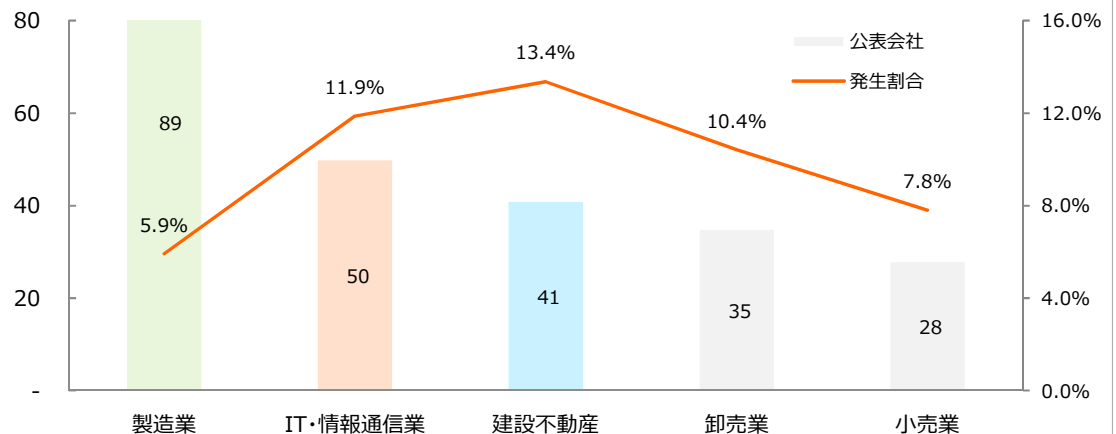
調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業等299社のうち、粉飾決算が発覚した企業を対象とした。公表した日を基準として、会計不正の種類のトレンドのうち粉飾決算のみを集計・分析している。1社の事例で複数の会計不正の手口が認識されるため、合計は会社数よりも多くなる。



“建設不動産業、IT・情報通信業が、会計不正の発生割合が高い”



3. 業種別会計不正の動向



調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業等299社を対象とした。公表した日を基準として集計・分析している。業種の会社数の多さを排除するために、発生割合は、業種別会計不正公表会社数を各業種の2017年3月における有価証券報告書提出会社数で除した割合である。

過去8年間の会計不正の事実を公表した上場企業等299社のうち、①製造業：89社、②IT・情報通信業：50社、③建設不動産業：41社、④卸売業：35社、⑤小売業：28社となっており、製造業が多いようです。これは、有価証券報告書提出会社に製造業が多いことから当然のことでしょう。

そのため業種の会社数の多さを排除するために、上表の右軸に示している発生割合は、上記業種別会計不正公表会社数を2017年3月における有価証券報告書提出会社数で除した割合です。

このように計算すると、製造業よりもIT・情報通信業、建設不動産業、卸売業及び小売業の方が、会計不正発生割合が高いということになります。

- ① 建設不動産業：13.4%
- ② IT・情報通信業：11.9%
- ③ 卸売業：10.4%
- ④ 小売業：7.8%
- ⑤ 製造業：5.9%



“今後もアジア子会社の会計不正の発生に留意が必要である。”



上場企業の連結グループは、子会社が一つもない企業から1,000社を超える企業まで様々です。過去8年間で会計不正を公表した299社を所在地別に分類すると、全体としては親会社で発覚するケースが多いことがわかります。近年は、国内の業界再編や海外企業の買収が活発になり、コンプライアンス意識が欠如した「不良な」会社を買収した結果、国内外の子会社にて会計不正が発覚するケースが増加しています。

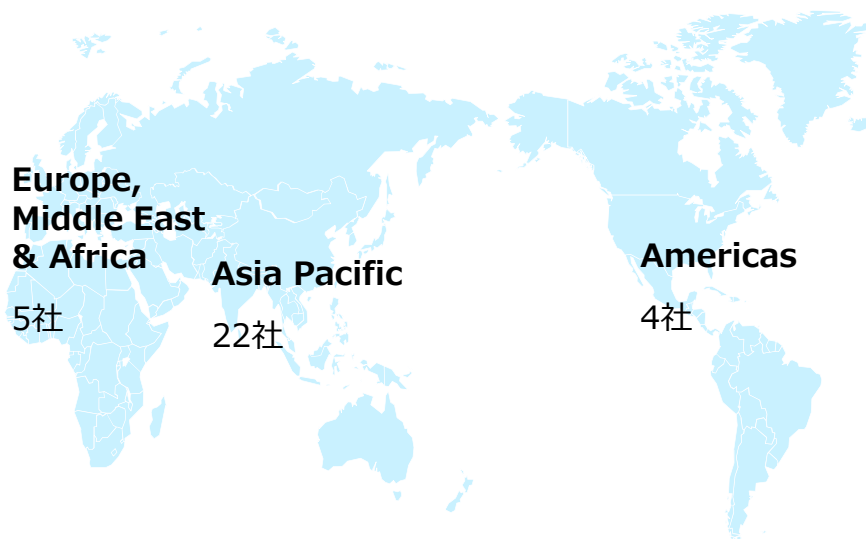
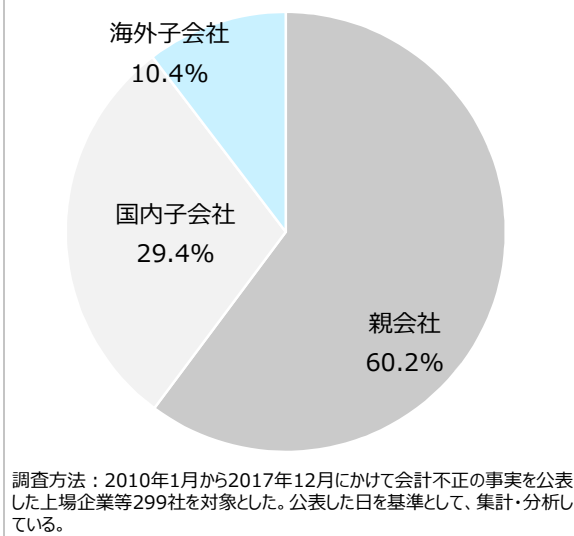
また、海外子会社31社の中で、アジアパシフィック地域が22社と多い状況にあります。海外子会社における不正実行者は、主にマネジメントであり、業績ノルマ達成のための粉飾決算や、一国一城の主となった会社を私物化し、会社資金を横領するといった事実が判明しています。

連結子会社数ランキング

	会社名	連結子会社数
1	ソニー	1,292
2	野村ホールディングス	1,285
3	日本電信電話	944
4	日立製作所	864
5	オリックス	850
6	電通	844
7	三菱商事	834
8	ソフトバンクグループ	763
9	豊田通商	731
10	住友商事	664
11	トヨタ自動車	597
12	三菱ケミカルホールディングス	566
13	伊藤忠商事	555
14	日本郵船	552
15	JXTGホールディングス	520
16	富士通	502
17	パナソニック	495
18	東芝	446
19	商船三井	368
20	ホンダ	367
20	キャノン	367

出典：東洋経済オンライン（2018.1.21）

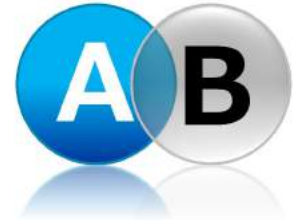
4. 所在地別会計不正の状況



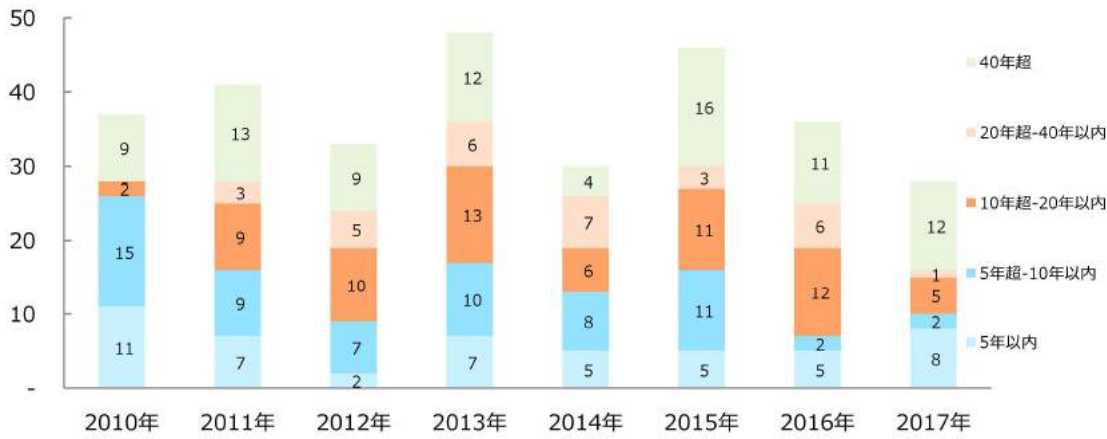


近年は、2000年代前半にIT関連企業の上場バブルに乗じて上場した企業が、その後の不景気の煽りを受け会計不正を実行し、リーマンショックが引き金となり、不正が発覚する事例が相次いでいます。

傾向として上場年数が増加するにつれ、企業としての成熟度が増し、会計不正は減少しますが、一方で上場年数が50年を超えると増加に転じるようです。組織が硬直化しいわゆる「大企業病」に浸食された企業は、部門予算の達成といった内向きである目標に執着し、会計不正に手を染める事例が多いように思えます。



5. 上場年数別会計不正の動向



調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業等299社を対象とした。公表した日を基準として、集計・分析している。

6. 不正実行者及び主体関与者の状況

	単独犯	内部共犯	外部共犯
経営層	66名	86名	20名
管理職	23名	19名	13名
一般従業員	38名	7名	27名

調査方法：2010年1月から2017年12月にかけて会計不正の事実を公表した上場企業299社を対象とした。調査報告書にて、不正実行者及び主体的関与者が、判明しているもののみを集計し分析している。

経営層が関与する会計不正は、主に粉飾決算です。多くはステークホルダーに対する決算説明のために、組織ぐるみと思える状況で行われており、複数の人間が関与するケースがほとんどです。また、管理職が関与する会計不正は、部門などの予算達成のための粉飾決算や、決裁権限者としての地位を利用した取引先からのキックバックによる会社資金の横領などが多いようです。

従業員が関与する会計不正は、会社の内部統制の脆弱性や不備について、会社資金を単独でないいは共謀にて詐取する事例が多いようです。

最後に、粉飾決算においては純資産に与える累積的影響額を、資産の流用においては流用額を、企業における「不正による損害額」と見做し、過去8年間で会計不正を公表した299社のうち、損害額が判明しているものにつき平均損害額を試算しました。その年に巨額な会計不正が発覚すると、その値に影響を受けてしまいますが、過去8年間の1社当たりの平均損害額は、下記のとおりとなっています。

- 2010年12月期：1,273百万円
- 2011年12月期：4,074百万円
- 2012年12月期：3,949百万円
- 2013年12月期：850百万円
- 2014年12月期：264百万円
- 2015年12月期：10,186百万円
- 2016年12月期：365百万円
- 2017年12月期：5,942百万円
- 7年平均：3,363百万円

7. 会計不正による1社当たりの平均損害額

約33億円 (8年平均)

以上

(参考資料) 2017年の会計不正の公表上場会社等

S/N	公表日	会社名	S/N	公表日	会社名		
2017	1	2月27日	GMOアドパートナーズ	2017	15	8月7日	福島工業
2017	2	3月1日	昭光通商	2017	16	8月8日	稲畑産業
2017	3	3月13日	郷鉄工所	2017	17	8月9日	ナカヨ
2017	4	3月30日	テクノメディカ	2017	18	8月10日	ユニ・チャーム
2017	5	4月20日	富士フイルムホールディングス	2017	19	8月18日	光彩工業
2017	6	5月7日	アピックヤマダ	2017	20	9月1日	中央ビルト工業
2017	7	5月22日	ながの東急百貨店	2017	21	9月14日	澤藤電機
2017	8	5月23日	TBグループ	2017	22	9月22日	INEST
2017	9	5月11日	AKIBAホールディングス	2017	23	10月31日	亀田製菓
2017	10	5月30日	UKCホールディングス	2017	24	11月9日	OSJBホールディングス
2017	11	6月8日	ユニバーサルエンターテインメント	2017	25	11月17日	ウェッジホールディングス
2017	12	7月6日	東京衡機	2017	26	12月1日	ソフィアホールディングス
2017	13	7月13日	東洋炭素	2017	27	12月7日	ミクシィ
2017	14	7月20日	神栄	2017	28	12月8日	大豊建設

出典：松澤総合会計事務所が公表データより作成

主な取扱業務

1. 監査・会計税務 | Audit, Accounting & Tax
 - 会計監査・内部統制監査
 - 税務申告
 - 上場支援 など
2. 許認可申請 | Legal
 - 入管申請
 - 許認可 など
3. 資金調達 | Finance
 - 資本政策助言
 - 金融機関交渉、補助金・助成金、スポンサー探しなど
4. ガバナンス・リスク・コンプライアンス | Risk Consulting
 - 不正調査
 - 第三者委員、外部調査委員派遣
 - 贈収賄・カルテル対策
 - 係争・紛争解決支援 など
5. ビジネスコンサルティング | Business Consulting
 - M&A支援・デューデリジェンス
 - 価値評価・バリュエーション
 - 経営統合 (PMI) など

松澤総合会計事務所は、従来の会計事務所にとらわれない柔軟な発想と迅速な行動力で高品質のサービスを提供し、クライアントの良き理解者であり続けたいと願っています。



About us

For more information about this publication, or about how we can help your business, please contact:

Koki Matsuzawa

03-5787-8722

info@jp-kmao.com

どんなことでもお気軽にご相談・お問合せください。

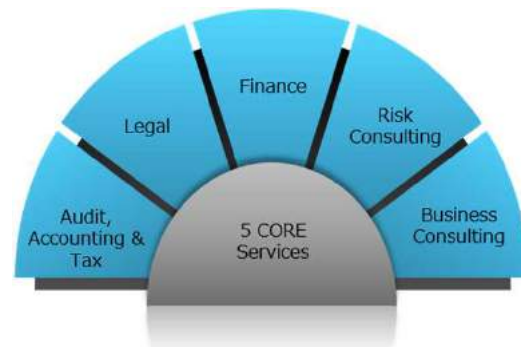
お問合せ



info@jp-kmao.com



03-5787-8722 (24時間対応)





株式会社Koki Glocal Advisory及び松澤総合会計事務所は、不正調査、財務調査等に関して豊富な経験を有する公認会計士等による会計・税務・コンサルティングの分野にわたるプロフェッショナルファームです。目まぐるしく変動する社会情勢の中で、組織や個人が直面している課題や紛争等のスムーズな解決に取り組みます。「Key of knowledge integration (KOKI)」となることを使命とし、従来の会計事務所にとらわれない柔軟な発想と迅速な行動力で高品質のサービスを提供し、クライアントの良き理解者であり続けたいと願っています。社名に含まれるGlocalとは、Global（地球規模の、世界規模の）とLocal（地方の、地域的な）を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する（Think globally, act locally）」という考え方です。当社は、日本企業をGlocalな視点で支援するという思いが込められています。詳細は、当社グループWebサイト（www.jp-kmao.com）をご覧ください。